

広島県告示第五百七十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があった。

平成十九年五月十七日

広島県知事 藤田 雄山

一 病院又は診療所

名称	所在地		自立支援医療の種類	標ぼうしている診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名	変更年月日
	新	旧				
福山医療生活協同組合城北診療所	福山市木之庄町二丁目七―二	福山市木之庄町三丁目六―一〇	精神通院医療	内科・小児科・精神神経科	服部融憲	平成十九年五月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地		自立支援医療の種類	変更年月日
	新	旧		
ときわ薬局宮沖店	三原市宮沖二丁目一―一〇	三原市宮沖二丁目一―一九	精神通院医療	平成一八年七月一日
康仁薬局府中店	安芸郡府中町本町五丁目五―一	安芸郡府中町本町五丁目九―三	精神通院医療	平成一九年二月三日
ミヤオキ薬局ペアシティ店	三原市城町二丁目一―一	三原市城町二丁目三―一	精神通院医療	平成一九年四月六日